

□ 営 ○ ○ 支 線 の 管 理 協 定 書(案)

△△町 自治会長 (以下「甲」という。) と愛知川沿岸土地改良区 理事長 (以下「乙」という。) は、◎◎市・町長 (以下「立会人」という。) の支援のもと、農業水利施設の多面的機能発揮のため、下記について合意の上、協定書を取り交わすものとする。

記

(目的)

第1条 農業の振興を目的として造成された農業水利施設は、農業生産面での役割だけでなく、多面的な機能(集落の防火用水や水質浄化機能、親水・景観機能など、以下「多面的機能」という。)を有し、地域環境にとって重要な施設となっている。
そこで、このような農業水利施設の多面的な機能を理解した上で、将来においても農業面並びに生活面に亘ってこれらの機能が発揮されるように、施設の利用及び管理において、集落を主体に地域として取り組むことを目的とする。

(管理協定施設)

第2条 管理協定施設は、□営○○支線(東近江市△△町地先)とする。

(施設の利用)

第3条 「甲」は協定施設の用水を緊急時の防火用水、及び環境用水として利用できるものとする。
なお、施設利用にあたっては、別途『使用規則』に基づき行うものとする。

(管理作業)

第4条 「甲」は多面的機能の発揮のために施設周辺の草刈り、美化清掃等の管理作業を行うものとする。

(ゴミ処理)

第5条 前条の管理作業で発生するゴミの処分(草木を除く)については、「甲」及び「乙」が行うものとし、「立会人」は支援するものとする。

(管理作業の報告)

第6条 「甲」は管理作業が完了したときは、別紙の管理作業状況報告書を「乙」に提出するものとする。

(疑義の解決)

第7条 この協定書に定めない事項または、この協定書に関して疑義が生じたときは、「甲」、「乙」、「立会人」の三者が協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は、年度期間とし初年度については協定締結日から年度末とする。
但し、「甲」、「乙」、「立会人」のそれぞれに異議がなければ協定期間は自動継続するものとする。

上記協定の締結を証するため本書3通を作成し、「甲」、「乙」、「立会人」共に記名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

「甲」 △△ 町 番地
△△町自治会
自治会長 ⑩

「乙」 東近江市春日町2番7号
愛知川沿岸土地改良区
理事長 ⑩

「立会人」 ◎◎市 番 号
◎◎市・町長 ⑩

使用規定

管理協定施設：□営○○線(△△ 町地先)

上記の施設について、△△町 自治会長 (以下「甲」という。)と愛知川沿岸土地改良区 理事長 (以下「乙」という。)並びに、◎◎ 市・町長 (以下「立会人」という。)との間において、□営○○支線(△△町地先)の管理協定書第3条に定める施設の利用について下記のとおり使用規則を定めるものとする。

記

1. 「甲」は、□営○○支線(◎◎町地先)の用水を、緊急時の防火用水及び、環境用水として使用出来るものとする。
2. 火災による非常事態については、用水路からの取水を「甲」が行い、これに対処するものとする。
3. 上記事態が発生した場合は、「甲」は、速やかに「乙」に連絡するものとする。
4. この使用規定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、「甲」、「乙」、「立会人」が協議の上定めるものとする。

平成 年 月 日

「甲」 △△町 号
自治会
自治会長 ⑩

「乙」 東近江市春日町2番7号
愛知川沿岸土地改良区
理事長 ⑩

「立会人」
市・町長 ⑩